

東松島市防災集団移転団地に係る空き区画の売払い(第7回目)の募集について

東松島市では、東日本大震災による防災集団移転対象者の生活再建のために整備し、現在、空き区画となっている宅地の売払いを行いますのでお知らせいたします。

募集対象は、個人の方で申込み条件を厳守できる方になります。

希望する方は、必要書類を持参の上、申込みください。

詳しくは、市のホームページをご覧ください。担当（行政経営課 用地管理班 Tel.0225-82-1111 内線1483～1485）まで問合せください。

報道の皆様からの周知方について、御協力をよろしくお願ひ申し上げます。

1 募集する住宅用地

団地名	区画数	面積 【1坪=3.305785㎡で計算】	売払予定単価 【1坪=3.305785㎡で計算】	売払い予定価格
野蒜ヶ丘3丁目 (東名駅近辺)	8	314.52㎡(95.14坪)	23,588円/㎡(77,967円/坪)	7,567,351円
		337.50㎡(102.09坪)	25,308円/㎡(83,662円/坪)	8,373,911円

※宅地の位置は、市のホームページをご覧ください。担当窓口までお越しください。

■売払い募集地の位置



■売払い募集地の全景



2 募集期間

8月15日(木)から

※ 申込順での売払い決定となりますので、申込が募集区画数に達した時点で、募集を終了します。

3 受付時間

月～金 9時～12時・13時～17時、土・日・祝日は休み

※ 同日の受付開始時間までに同区画へ複数の申込者がいた場合、同着とみなし、抽選によって売払者を決定します。

4 申込対象

市内外の個人(法人または事業者は申込不可)

5 申込条件

売買契約締結日から原則1年以内に建築を着手(基礎等の工事着手)し、5年間は自らが居住し、生活の本拠を置く住宅機能を有する一戸建て住宅(併用住宅含む)として使用すること

6 申込場所

行政経営課用地管理班窓口

7 売払者の決定方法

申込順での決定となります。ただし、同日の受付開始時間までに同区画へ複数の申込者がいた場合は、抽選により決定します。

8 注意事項

売払い決定通知日から7日以内に契約保証金として土地代金の10%を納付して契約になります。残りの土地代金は本契約日から4カ月以内に全額納付してください。

また、居住地区の「地区計画」、「まちづくりルール」などに沿った建築が必要になります。

■問い合わせ：行政経営課 用地管理班 Tel0225-82-1111(内線 1483～1485)